

# KNOW

NEWS LETTER

NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER

2017.3  
第96号



公益財団法人  
麻薬・覚せい剤乱用防止センター  
Drug Abuse Prevention Center

覚えといてな。



飲みすぎ 胸やけ 胃の不快感に

太田胃散 ありがとう いいくすります。



12月13日は「胃に胃散」の日です。



第2類医薬品



# NEWS LETTER

2017.3・第96号

C O N T E N T S

随想

- 薬物情勢の現状と厚生労働省の取組み  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長 伊澤 知法…………… 1
- かいせつ
- 危険ドラッグ乱用蔓延を再考する  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所 薬物依存研究部 依存性薬物研究室室長 船田 正彦…………… 2
- 誌上研修「薬物乱用防止指導者のための実践講座」
- 薬物関連問題の理解のために…………… 6
- 青少年の薬物乱用—現状と予防教育—…………… 13
- 国連麻薬特別総会の開催と今後の我が国による国際貢献…………… 21
- 平成28年度「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金状況…………… 25
- 国際薬物規制100年「過去からの物語」シリーズ VI
- 「過去に埋もれて：1900年代初頭～啓発活動の初期の日々」  
(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事 藤野 彰…………… 26
- 平成28年上半期における薬物情勢（暫定値）について…………… 30
- センターだより…………… 34
- 啓発資材のご案内…………… 35
- ご寄付団体及び賛助会員…………… 36

# 『薬物情勢の現状と厚生労働省の取組み』

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長

伊澤 知法

平成28年7月22日に医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長に就任以来、国民の生命と健康に直結する医薬品等の監視指導及び麻薬等の薬物対策を担当する課の長として責任の重さを実感しつつ日々業務に邁進しております。

さて、我が国における平成27年の薬物情勢は、薬物事犯による検挙人員が合計約13,000人となっており、昨年から微増しております。このうち薬物事犯で最も多い覚醒剤事犯は約11,000人と横ばいですが、覚醒剤事犯の特徴は再犯率が約6割と非常に高いという点にあります。また昨年は覚醒剤の大型密輸事案の摘発が相次ぎ、平成12年以来、久々に1トンを超える押収量が見込まれており、我が国が薬物密輸組織に狙われている状況が明らかとなりました。

大麻事犯については、平成27年の検挙人員は約2,100人であり、平成22年以来5年ぶりに2千人を超えました。これは落ち着きを見せる危険ドラッグから大麻への回帰現象が起きているとも言われています。特に大麻事犯の4割が20歳代以下の若者であり、若年層の乱用が懸念されます。また、昨年は大麻乱用者として逮捕された者の中には、正規に大麻栽培の免許を取得した者も含まれていました。この逮捕を受け厚生労働省は「大麻の管理の徹底」を目的とした通知を发出するとともに、大麻に関する情報を記載したパンフレットを作成し自治体などに配布しました。

危険ドラッグにつきましては、全国の麻薬取締部が「検査命令」を活用するなど販売店舗の取締を徹

底した結果、平成26年3月には215店舗存在していた危険ドラッグの販売実店舗を、平成27年7月に全滅させることができました。また、指定薬物の迅速な指定と包括指定により、平成28年12月末現在2,356物質を指定薬物に指定するとともに、インターネットを利用した危険ドラッグ販売サイトへの対策やデリバリー業者への対策、徹底した水際対策等を行ってまいりました。その結果、我が国における危険ドラッグの流通は極めて限定的なものとなりましたが、未だ未規制の物質が発見されるなど、予断を許さない状況です。今後も、危険ドラッグの撲滅に向けた対策を引き続き推進してまいります。

平成27年11月には、小学生が大麻を吸引するという事件が発生しましたが、この他にも未成年者が覚醒剤や大麻といった違法薬物で逮捕される事例が相次いでおります。薬物乱用を防止するためには、特に若年層を対象とした積極的かつ継続的な普及啓発が重要であることから、厚生労働省では、全国の小学6年生の保護者、全国の高校卒業予定者さらには青少年を対象として普及啓発資材の作成・配布を行うとともに、教育機関などの要請に応じて、講師を派遣し、薬物乱用防止の普及啓発活動を行う啓発訪問事業を実施するとともに、薬物乱用防止の情報や訪問の様子をフェイスブックやツイッターを活用して情報発信等を行っているところです。その他、地域における国民的啓発運動として例年5月1日から6月30日までの間「不正大麻・けし撲滅運動」を実施し、都道府県、各麻薬取締部等の協力を仰ぎながら集中的に大麻・けしを除去するとともに、大麻・

けしに関する正しい知識の普及を図っております。また、毎年6月20日から7月19日は『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」として、全国各地で街頭キャンペーン等の啓発・募金活動の実施、更に10月1日から11月30日には「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」として、麻薬・覚醒剤等の恐ろしさ、乱用防止についての知識の普及を図るため、地区大会を開催するなど普及啓発活動を行っております。

また、先にも申し上げましたが、覚醒剤の再乱用者の比率は平成18年以降年々上昇しており、平成27年の再犯率は64・6%となっております。

そこで厚生労働省では薬物の再乱用の防止を図るため、「再乱用防止対策講習会」や「薬物中毒対策連絡会議」を全国6箇所で開催するとともに、小冊子の薬物相談窓口情報を更新して関係機関等に配布したほか、厚生労働省のウェブサイトにおいて情報提供を行うとともに、全国の保健所等での薬物関連相談事業を実施し、関係機関の連携、再乱用防止に関する正しい知識の理解の向上及び専門性の強化を図っているところです。

これまで内閣府に設置されておりました薬物乱用防止対策推進会議の事務局が平成29年4月に厚生労働省に移管されることから、引き続き関係機関と連携し、政府を挙げた総合的な対策を行ってまいります。

薬物乱用の根絶を図るためには、取締の徹底を図ることはもちろんのこと、特に若年層を中心とした国民一人一人の薬物根絶意識を醸成することが重要であり、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター、全国の薬物乱用防止指導員、関係団体等の皆様方による地域等での薬物乱用防止普及啓発運動に対するご協力が不可欠です。厚生労働省としても薬物乱用の撲滅に向けて鋭意努力してまいりますので、皆様のご理解、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。